

令和6年4月1日

お客様各位

『八幡平温泉給湯規程』の改正について（お知らせ）

当社は昭和45(1970)年9月に八幡平市(旧松尾村)の第3セクターとして設立以来、50年以上にわたり温泉給湯事業を行って参りましたが、当社の経営は独立採算制で行われており、皆様からお支払い頂く温泉利用料金が収入の柱です。

ご承知のとおり、近年、温泉給湯施設の老朽化に伴い大規模な修繕工事が頻発しています。また、施設の改修・整備に係る資材をはじめとしたあらゆるコストが継続的に高騰していることに加え、最低賃金の上昇等も経営を圧迫しております。

こうしたことから、昭和57(1982)年以来、42年間据え置いてきた温泉利用料金の見直し等を行う事といたしました。

お客様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、引続き、温泉の安定供給と経営の健全化に努めてまいりますので、ご理解の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

八幡平温泉給湯規程の改正について

○令和6年4月1日付で改正された八幡平温泉給湯規程の主な改正点は次のとおりです。

1. 温泉施設利用保証金（金額としては、H6(1994)年以来、30年ぶりの改正）

- ・1口あたり、1,500,000円となります。
 （内訳） 温泉加入金として 1,100,000円（消費税含む）
 預託保証金として 400,000円（不課税）
- ・なお、既に八幡平温泉給湯契約を締結されている方は、新たに契約する必要はありませんし、差額をお支払い頂く必要もありません。

2. 温泉利用料金（S57(1982)年以来、42年ぶりの改正）

- ・1口あたりの基本料金が10,000円の方の月額利用料金等

改定日	金額(月額/1口)	利用量	超過料金
R7. 4.1 より	12,000円(税別)	80m ³ /1口	1m ³ あたり400円(税別)

※未建築の場合の基本料金は、これまでと同額（8,000円/税別）

- ・1口あたりの基本料金が4,000円の方の月額利用料金等

改定日	金額(月額/1口)	利用量	超過料金
R7. 4.1 より	6,000円(税別)	20m ³ /1口	1m ³ あたり400円(税別)

※未建築の場合の基本料金は、これまでと同額（3,000円/税別）

3. その他

- ・建物建築後であっても1年以上使用しない場合は、申請により使用無しの欄の基本料金を適用することも可能となります。
- ・名義変更手数料は、売買等の場合(50,000円/税別)、相続等の場合(5,000円/税別)となります。
- ・温泉利用料金の未払い金額が預託保証金の額を上回ることになった場合、又は、温泉利用料金の未払い期間が継続して5年となった場合、預託保証金と未払い金額とを相殺し、給湯契約は自動的に解除されることとなります。
- ・R7.4.1よりお客様よりご負担頂いていたメーター使用料は、廃止します。
- ・その他、ご不明な点等ございましたら、お問い合わせ下さい。